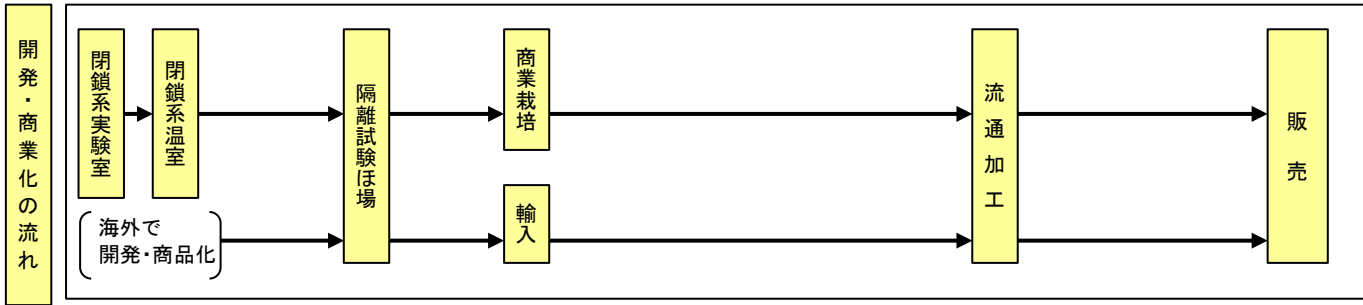


遺伝子組換え農作物の開発・商業化の流れと安全性確保の枠組み



カルタヘナ法(野生生物への影響を評価)

| | |
|---------------------------------------|--|
| 第二種使用等 (文部科学省) | 第一種使用等 (農林水産省・環境省) |
| 散防止措置を省令で規定 実験室外への花粉等の拡散防止措置を省令で規定 | 安全性の評価 隔離ほ場栽培の承認 安全性の評価 商業栽培・輸入の承認 水際検査(栽培用種子) |

＜評価の考え方＞
(農林水産省・環境省合同 専門家の意見聴取)
我が国の野生動植物等への影響の程度を宿主となった農作物と比較して評価

(主なチェックポイント)

- ・組み込んだ遺伝子が目的通り働いているか
- ・植物の大きさや形、花粉の量などが変わっていないか
- ・有害物質を生産し、野生動植物等を減少させないか
- ・野外での生育状態、越冬性が変わっていないか
- ・元の農作物や近縁野生種との交雑の程度は変わっていないか

食品衛生法及び食品安全基本法(食品を通じた人の健康への影響を評価)

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 安全性審査 | 水際検査(食品) ※ ※ 水際検査(食品)は厚生労働省が実施 |
|-------|-----------------------------------|

＜評価の考え方＞
(消費者庁が食品安全委員会の意見を聴取)
既存の食品と比較のうえ評価

(主なチェックポイント)

- ・遺伝子を組み込んだ農作物は何か、食経験はあるか
- ・組み込んだ遺伝子はどのようなものか、どのように働くか
- ・新しくできたタンパク質はヒトに有害でないか、アレルギーを起こさないか
- ・組換えによって意図しない有害物質が作られないか
- ・栄養素や栄養阻害物質の量などが大きく変わっていないか

飼料安全法及び食品安全基本法(飼料を通じた人等の健康への影響を評価)

| | |
|-------|---------------|
| 安全性審査 | 水際検査(飼料) ※ |
|-------|---------------|

＜評価の考え方＞
(農林水産省が食品安全委員会(飼料を通じた食品の安全性)及び農林資材審議会(家畜に対する安全性)の意見を聴取)
既存の飼料と比較のうえ評価

(主なチェックポイント)

- ・新しくできたタンパク質は家畜に有害でないか
- ・新しくできたタンパク質や、これが家畜の体内で変化したものが畜産物を通じてヒトに害を及ぼさないか

食品表示法

表示の監視

- ① 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料とする場合
⇒【義務表示】分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨
表示例 「大豆(遺伝子組換え)」
- ② 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物を原材料とする場合
⇒【義務表示】遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨
表示例 「大豆(遺伝子組換え不分別)」
- ③ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた農産物を原材料とする場合(大豆及びとうもろこしは意図せざる混入を5%以下に抑えていることが必要)
⇒【任意表示】遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨
表示例 「大豆(分別生産流通管理済み)」
- ④ 分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる農産物を原材料とする場合
⇒【任意表示】遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨の表示
表示例 「大豆(遺伝子組換えでない)」

※従来のものと組成、栄養価が著しく異なるもの
⇒【義務表示】「大豆(ステアロリン酸産生)」等

安全性確保の枠組み

表示